

# ターゲット・バードゴルフ

## 規 約



ALL JAPAN TARGET BIRD GOLF ASSOCIATION

**全日本ターゲット・バードゴルフ協会**

# 全日本ターゲット・バードゴルフ協会規約

## 第1章 総則

平成26年8月31日制定

(名称)

第1条 本協会は、「全日本ターゲット・バードゴルフ協会」(英文名 ALL JAPAN TARGET BIRD GOLF ASSOCIATION、略名 全日本TBG協会)といい、以下本協会という。

(事務所)

第2条 本協会は事務所を事務局長宅に置く。

第3条 本協会は、常任理事会の承認を経て都道府県協会の必要な地に置く事ができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本協会は我が国に於けるターゲット・バードゴルフ界を統括し、これを代表する団体として、ターゲット・バードゴルフの普及振興を図り、持って国民の心身の健全な発達と生涯スポーツの振興に寄与する事を目的とする。

(事業)

第5条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ターゲット・バードゴルフの普及及び振興
- (2) ターゲット・バードゴルフに関する規約及び競技規則の制定
- (3) ターゲット・バードゴルフに関する競技会の開催
- (4) ターゲット・バードゴルフに関する競技資格認定者の養成及び認定講習会
- (5) ターゲット・バードゴルフに関する国際交流の実施
- (6) ターゲット・バードゴルフに関する図書の発行及び機関誌の発行
- (7) ターゲット・バードゴルフに関する用具及びコースの検定及び認証
- (8) ターゲット・バードゴルフに関するその他目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 本協会の会員は、次の通りとする。

- (1) 本協会の目的に賛同して入会した都道府県を代表とするターゲット・バードゴルフ協会 (各都道府県協会)
- (2) 賛助会員 本協会を援助する個人又は団体
- (3) 名誉会員 本協会に特に功績あった者で、総会の議決をもって推薦された者

(入会)

第7条 会員になろうとする団体は、各ブロック協議会の承認を受けた都道府県団体の代表者が加入申込書を会長に提出し、本協会の常任理事会の承認を受けなければならない。名誉会員は本協会に功績があり、常任理事会で推薦された者とし、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)

- 第8条 (1) 本協会の入会金は総会の議決を経て別に定める。  
(2) 本協会の会費は、総会の議決を経て別に定める。  
(3) 名誉会員は、入会金及び会費を納める事を要しない。  
(4) 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(資格の喪失)

- 第9条 会員は次の事由によってその資格を喪失する。  
(1) 退会した時。  
(2) 禁治産もしくは禁治産の宣告を受けた時。  
(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または会員である団体が解散した時。  
(4) 除名された時。

(退会)

- 第10条 会員が退会しようとする時は、理由を付して、退会届けを会長に提出しなければならない。

(除名)

- 第11条 会員が(1)から(3)のいずれかに該当する時は、総会の議決を経て、会長が除名する事が出来る。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。  
(1) 本協会の名誉を傷つけ、又は本協会の目的に違反する行為があった時。  
(2) 本協会の会員としての義務に違反した時。  
(3) 会費を2年以上滞納した時。

#### 第4章 役員及び組織

(役員及び組織)

- 第12条 本協会には次の役員を置く。  
(1) 理事及び評議員を各都道府県よりそれぞれ1名推挙する事とする。  
(2) 会長1名、副会長若干名、理事長1名、副理事長若干名、事務局長1名、副事務局長若干名、財務局長1名、監事2名、顧問若干名を置く事とする。  
(3) 会長以下財務局長までを常任理事(執行部)とする。  
(4) 監事は別枠で置く事とする。  
(5) 名誉会長及び参与を置く事ができる。  
(6) 事務局及び財務局に局員を置く事ができる。

(役員を選任)

- (1) 常任理事は理事会で選任し総会で承認を得る事とする。  
(2) 理事及び評議員は各都道府県を代表する者で、各ブロック協議会から承認された者でなくてはならない。  
(3) 加盟団体の承認が得られ、会長が必要と認めた役員は、在任継続することができる。

- (4) 名誉会長は、常任理事会に於いて推薦し、総会にて選任する。
- (5) 監事は常任理事会で選任し、総会で承認を受ける事とする。
- (6) 顧問は常任理事会に於いて推薦し、総会で選任する。
- (7) 本協会の役員の任期は2年とし再選を妨げない。

(理事及び評議員の職務)

第13条

- (1) 会長は本協会を代表し会務を総理する。
- (2) 会長に事故ある時、又は欠けた時は、副会長の中であらかじめ常任理事会で指名した順序により指名された者がその職務を代行する。
- (3) 理事長は、会長、副会長を補佐し常任理事会の議決に基づき、日常の業務を掌握し総会で議決された事項を遂行する。
- (4) 常任理事は常任理事会を組織し議案を策定し理事会に上程する事と、理事会から委任された事項を審議し、議決された業務を遂行する。
- (5) 理事は常任理事と共に理事会を組織して、本協会の事業運営に必要な事項を議決し、遂行する。
- (6) 評議員は総会に於いて発言権を行使出来る。又理事に事故有る時は職務を代行する事が出来る。

(監事及び顧問の職務)

第14条 監事は、本協会の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 本協会の財産の状況を監査する事。
- (2) 理事の業務執行状況を監査する事。
- (3) 財産の状況又は、業務の執行に於いて不正の事実を発見した時は、これを理事会、総会に報告する事。
- (4) 前号の報告をするため必要ある時は、理事会又は臨時総会を招集する事。
- (5) 顧問は、会長の要請する特命事項についての職務を行う。

(役員の報酬)

第15条(1) 役員は原則無給とする。

- (2) 役員の交通費等の費用弁償は、理事会の議決を経て総会で定める。

(事務所)

第16条(1) 本協会の事務を処理するため、必要な事務所を置く。

- (2) 事務局長は、総会に於いて会長が委託する。
- (3) 事務所経費の予算は事務局長と財務局長が策定し、常任理事会の承認を経て総会で議決する。
- (4) 競技資格認定証の発行は専門の事務所を置く事とし、経費については競技資格認定証規定に従う事とする。

第5章 会 議

(常任理事会・理事会の招集)

第17条 (1) 常任理事会及び理事会は、必要に応じ理事長が招集する。又は理事現在数の3分の1以上から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求された時は、理事長はその請求があった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

(2) 常任理事会の議長は会長とし、理事会の議長は理事長とする。

(常任理事会・理事会の定足数等)

第18条 (1) 常任理事会・理事会は現理事数の3分の2以上が出席しなければ議事を開き議決をする事が出来ない。但し、当該事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者と見なす。

(2) 常任理事会・理事会の議事は、出席理事の過半数を持って議決し、可否同数の時は、議長裁決とする。

(総会の構成)

第19条 総会は第6条(1)及び第12条をもって構成する。

(総会の招集)

第20条 (1) 通常総会は、毎年、年度初めに会長が招集する。

(2) 臨時総会は常任理事会が必要と認めた時、会長が招集する。

(3) 前項の他、会員の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求された時は、会長はその請求があった日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(4) 総会の招集は、少なくとも15日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第21条 総会の議長は、会議のつど、出席会員の互選で決め、委任状は含まない。

(総会の決議事項)

第22条 総会は、この規約に定めるものの他、次の事項を議決する。

(1) 事業報告及び収支決算報告

(2) 監査報告

(3) 事業計画案及び収支予算案

(4) その他、本協会の業務に関する重要事項で常任理事会に於いて必要と認めるもの。

(総会の定足数)

第23条 (1) 総会は会員現在数の2分の1以上が出席しなければ、その議事を開き議決する事は出来ない。但し、委任状の提出がある場合は出席とみなすが議決権は総会決議に付託されたものとする。

(2) 総会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、会員である出席者の過半数をもって可決し、可否同数の場合は、議長裁決とする。

(3) 議決権は各都道府県1票とする。(理事又は、評議員の他代理も認める)

## 第6章 会 計

(事業計画及び収支予算)

第24条 本協会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長、財務局長が編成し常任理事会に上程し、理事会の承認を受けたのち総会で議決される。

(事業報告及び収支決算)

第25条 本協会の事業報告及びこれに伴う収支決算は、事務局長、財務局長が作成し、常任理事会に上程し監査をうけ、理事会の承認を経たのち総会で承認を受ける。

(会計年度)

第26条 本協会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第7章 財 務

(団体維持費及び競技資格認定料)

第27条 本会の財務は団体維持会費、賛助金、その他の収支をもってこれにあてる。

第28条 競技資格認定証更新料及び新規競技資格認定証取得者の登録料を本協会の財源とする。

## 第8章 補助金

(補助金制度)

第29条 本協会主催の全国大会の開催県に補助金を交付する。

第30条 ブロック大会開催県に補助金を交付する。

## 付 則

- 1 本規約の改正は、常任理事会及び総会に於いて出席者の3分の2以上の賛成により決定される。
- 2 本規約に必要な細則は、常任理事会の議決を経て別に定める。
- 3 総会が本協会の最高議決機関であり、理事会がその議決された職務を遂行する。
- 4 都道府県協会が未設置の場合は、協会が出来るように便宜を図る事とし、理事及び評議員を置く事は出来ない。
- 5 全国大会、ブロック大会の補助金については常任理事会で議決をし、総会で承認を受けて金額を設定する事とする。
- 6 この規約は平成26年8月31日より施行する。